「新たな評価制度」を展望

日本高等教育評価機構　評価充実協議会を開催

公益財団法人日本高等教育評価機構（安井利一理事長）は7月7日、令和8年度の評価充実協議会を開催し、文部科学省の新たな評価制度の検討動向を踏まえて、今後のあり方について協議した。

冒頭、安井理事長は挨拶に立ち、大学評価制度が開始から22年を経て「新たなステージ」を迎えようとしていると言及した。大学が行っている教育を学生や社会といったステークホルダーに対し、いかに適正に還元しているかが評価のポイントとなると強調。「各大学が自己評価のあり方を再考する場としてほしい」などと述べた。

評価制度の在り方を考えるシンポジウムでは「社会との信頼構築が不可欠」との認識を共有

続いて、同機構の伊藤敏弘常務理事・事務局長が、第4期評価システムの初年度（令和7年度）の運用状況を報告した。第3期の受審校及び評価員への事後アンケートでは、9割以上の大学で内部質保証や大学改革への寄与が実感されているとした。一方で、優れた取り組みの学内外への発信や活用は5～6割に留まっており、評価結果をいかに社会的な信頼獲得や教育の高度化に繋げるかが今後の課題とされた。また、第4期の初年度となる昨年度の評価では、近年の私立学校法改正に伴い、ガバナンスや管理・運営面での指摘が増加傾向にあるとし、評価後の改善を促す「新たなフォローアップ支援」を本格始動させたことを明らかにした。資料のデジタル化については、検索性が向上した一方で、複数資料の比較が難しくなったという評価者側の課題も紹介された。

文科省高等教育局高等教育企画課大学設置・評価室室長の鈴木宏幸氏（当時）は、2030年度（令和12年度）の開始を目指す「新たな評価制度」の全体像を解説した。急激な少子化への対応として、従来の内部質保証システムの確認から、学生をどれだけ成長させたかという「学修成果」の可視化へと評価の軸足を大きく移す制度の見直しが検討されている。新制度の最大の特徴は、これまでの機関別評価から、より学習者に近い「学部単位」の評価への移行である。評価は法令遵守等の「質保証」と、学修成果をみる「質向上」の二段構えで行われ、要是正から星3つまでの4段階で公表される。また、データプラットフォームの構築により、大学側の事務負担軽減を図る方針だ。鈴木氏は「教育の質によって大学が適切に評価され、社会から選ばれる仕組みを実現したい」と展望を語った。

シンポジウムに移り、「高等教育機関の評価制度の在り方を考える」と題して、さきに講演した同機構の伊藤事務局長、文科省の鈴木氏に加えて、リクルート進学総研所長・「カレッジマネジメント」編集長の小林浩氏がシンポジストとして登壇し、意見を交わした。モデレーターは同機構の安井理事長が務めた。

前半では、小林氏が「大学の外」からの視点で、大学の質保証について解説した。大学評価が認知されない現状について、従来の膨大な評価報告書が形骸化していることを指摘し、大学の特色や教育システム、輩出する人材像を分かりやすく伝える「ストーリー化」の重要性を強調。大学独自の個性を、専門用語ではなく分かりやすい言葉で社会に発信し、納得を得ることが不可欠だとした。検討されている評価制度の変更や評価結果の「星付け」については、従来の偏差値や規模に依存したものから、教育の質を可視化する評価への転換であり、大学にとっての「チャンス」であると述べる。これにより、知名度や規模に頼らない中小・地方大学であっても、独自のミッションに基づく教育成果をアピールし、存続の道を見出すことが可能になるのではないかとした。さらに、社会人や留学生の受け入れ、オンライン活用などを含む「非連続的な改革」を提唱し、外部の意見を取り入れながら自校の強みを磨き続ける必要性を説いた。評価を単なるチェックではなく、自校の価値を社会へ示すための手段として活用すべきだとした。

続いて、伊藤事務局長は評価機関の立場から今後の大学評価のあり方を述べた。第4期認証評価においては、評価結果を簡潔にまとめ、長大な報告書を短縮して公表する方針だと説明。評価結果にQRコードを付すなど、高校生や社会等のステークホルダーが、大学の特色や支援体制を容易に把握して活用できる形を目指す。これまでの法令遵守のチェックというマイナスイメージの評価から、大学の「強み」や「優れた点」を見出し、それを磨き上げて他校との差別化に繋げる「支援としての評価」への転換を提唱。定員や財務面は地域性もあり改善が困難な側面もあるとして、独自の教育によって質の高い人材を輩出することこそが重要だと述べた。評価を単なる適合確認の作業ではなく、社会への説明責任を果たし、大学運営を改善するための有効な手段として活用してほしいとした。

今後の評価制度のあり方を巡って、安井理事長の進行で3氏が意見を述べた。鈴木氏は、新たな評価制度において、大学による社会への発信とコミュニケーションの重要性を強調した。大学が社会に対して教育内容を適切に発信し、対話を進めていく時代であることを示した。

小林氏は、18歳人口が激減する一方で、大学数が増加する厳しい現状を指摘。現状の評価が多大な労力の割に社会で活用されていないとし、教育の価値を「入口」の偏差値から「出口」の学修成果へと転換すべきだと説いた。学生が何を身に付けたかを可視化する「学修者本位の教育」と、法令遵守の「質保証」を超えた「質向上」への注力を求めた。

実務を担う伊藤事務局長は、新制度導入に伴う現場の課題を挙げた。学部単位の評価による評価員確保や業務の負担増、3段階の星付け評価に対する懸念について言及。評価は大学の自律的改善を支援するものであるべきだと強調し、適切なインセンティブ設計の必要性を訴えた。

3氏は、2030年に向けた今後5年間を改革の集中期間と位置づけ、社会との信頼構築が不可欠であるとの認識を共有した。

閉会にあたって、同機構の沢良子副理事長が「これまで経験したことのない時代に向かい、新たな評価制度を自大学でどう生かしていくか考える機会としてほしい」と挨拶した。

「アントレプレナーシップセンター」を設立

岡山理科大学　新価値創造の拠点目指す

岡山理科大学（平野博之学長）は、起業家精神（アントレプレナーシップ）を培うとともに、産学官民のハブ機能を持つ組織として、本年4月に「岡山理科大学アントレプレナーシップセンター」を開設した。6月29日には同大岡山キャンパスの理大ホールで設立記念イベントを開催し、学生や関係者ら約150人が新たな教育拠点の門出を祝った＝写真＝。

同センターは、経営学部の本下真次准教授がセンター長を、林恒宏教授がセンター次長を務める。「教育、起業支援、産学官民連携を通じて、学生や研究者のアイデアと技術を事業へと育てる支援を提供し、地域とともに新しい価値を生み出すエコシステム形成に貢献する」ことを理念に掲げている。中四国の大学が連携してアントレプレナーシップ教育とスタートアップ創出などを行う事業「PSI（Peace & Science Innovation Ecosystem）」に2年半前から参画してきたことが、今回の設立につながった。

記念イベントの冒頭、平野学長は「理系的な考えも入れながら独自の形に進化させ、地元に貢献し、世界に向けて情報を発信していきたい」と挨拶した。続いて南善子副学長が登壇し、同センターの方向性について「社長を生み育てることが目的ではない。自ら問いを立て、周囲を巻き込みながら新たな価値を生み出していく生き方を学ぶ場である」と定義した。

第1部の基調講演では、同大工学部の卒業生で、ベイシス株式会社を東証グロース市場上場に導いた吉村公孝代表取締役が登壇した。吉村氏は「人生を変えるのは才能ではなく、挑戦の回数である」と述べ、新しい価値やイノベーションを作り出す姿勢の大切さを強調した。

また、第2部では文部科学省の「アントレプレナーシップアワード2026」を受賞した茨城県立下妻第一高等学校・附属中学校の生井秀一校長が、中高現場での教育実践について講演。アントレプレナーシップを「夢を叶える技術」と表現し、「成功を目指すのではなく、意義のある問いに挑み続ける」重要性を説いた。

パネルディスカッションでは、文部科学省や金融機関、行政、企業などのステークホルダーが、大学のアントレプレナーシップ教育への期待について活発な意見交換を行った。同大は今後、学外機関と密に連携しながら、学生や研究者の挑戦を多角的にバックアップしていく方針である。

女性活躍のあゆみ展

男女共同参画機構

独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）は、昭和100年を記念した企画展「昭和100年　アーカイブズ資料に見る女性活躍のあゆみ展」をJGEPA本部1階で開催している。

女性参政権の獲得や男女雇用機会均等法の制定など、昭和を中心とする100年の歩みを貴重な資料でたどる内容である。展示は人物編と通史編の2部構成となっており、女性の社会進出の歴史と課題を見つめ直し、男女共同参画社会の実現について考える機会を提供している。

▼▼アルカディア学報▲▲　825

私学高等教育研究所より

岐路に立つ私立大学の資産運用

―文科省・経産省がガイドブックを公表

研究員　川崎成一（常葉大学教授／文部科学省技術参与）

少子化による18歳人口の減少、物価上昇の継続、そして社会からの説明責任の高まり――。私立大学の経営環境は、かつてないほど大きな変化にさらされている。

こうした中、文部科学省・経済産業省は2025年10月、「大学の資産運用の在り方に関する研究会」（座長：川崎成一）を発足させ、大学における資産運用の在り方について検討を重ねてきた。このほど報告書がまとめられ、あわせて実務的な手引きとなる「大学の資産運用の促進・高度化に向けたガイドブック」が公表される運びとなった。

全国の私立大学における資産運用のスタンスは様々だが、両者はいずれも一律の運用手法を推奨するものではなく、各大学が自律的かつ責任ある判断を行うための材料と論点整理を提供することに主眼が置かれている。

川崎成一氏

学生生徒等納付金への依存という構造的な脆弱性

私立大学の収入構造を見ると、学生生徒等納付金が収入の約8割を占めるという特徴がある。これは、学部学生の約8割の教育を担う私立大学にとって、経営の安定が学生数の確保に直結してきたことを意味する。ところが、2040年には大学進学者数が現在と比べて3割近く減少するとの推計もあり、従来型の収入構造だけに依存し続けることのリスクは年々高まっている。報告書は、こうした状況を踏まえ、資産運用等を通じた財源の多様化を「急務」と位置付けた。

併せて見過ごせないのが、世界的なインフレ圧力と金利上昇局面という足元のマクロ環境である。多くの大学で中心となってきた「預金・債券中心」の運用は、名目上の元本を守ることはできても、物価上昇率を差引いた実質的な資産価値の目減りを防ぐことは難しい。かつて平成21年に文部科学省が発出した通知（学校法人における資産運用について（通知））平成21年1月6日付け20高私参第7号）は、デフレ環境下で元本毀損の回避を主眼としたものであったが、インフレが常態化しつつある現在においては、その前提自体が変わりつつあるといえよう。

もっとも、今回の報告書やガイドブックが強調するのは、資産運用を性急に推し進めることではない。むしろ、実務経験の乏しい大学関係者が、何から手を付ければよいのか分からないまま思考停止に陥っている現状にこそ目を向けている。理事会が運用の障壁となっているケースがある一方で、逆にトップダウンの決定に現場が反発する事例も指摘されており、大学ごとに直面する課題は一様ではない。

中でも根強いのが、善管注意義務違反への懸念から運用に踏み出せないという心理的なハードルである。この点についてガイドブックは、善意義務違反は損失という結果のみで判断されるものではなく、適切なガバナンス体制のもとでの意思決定プロセスや内容の合理性等をもとに総合的に判断されるものであるとし、理事が適切な役割を果たしていれば、運用の結果として損失が生じたこと自体をもって責任を問われるものではないとの考え方を明記した。実務上の不安を和らげ、検討の土俵に乗るための一歩を後押しする狙いがある。

検討すべき事項を整理した実務の手引き

ガイドブックの特徴は、大学が資産運用を行うにあたって、検討すべき事項を段階的に整理している点にある。まず出発点となるのが、「何のために資産運用を行うのか」という運用目的の明確化である。施設更新への備え、奨学金原資の安定確保、インフレ下での購買力維持など、各大学の使命や将来構想に応じて目的は多様であってよいが、これを理事長のリーダーシップのもとで理事会として責任を持って定め、関係者間で共有することが出発点になるとされる。

運用目的が定まれば、次に目指すべきリターン水準やリスク許容度を示す「運用目標」、そして基本ポートフォリオや外部委託の在り方などを定める「運用方針」へと具体化していく。ここでガイドブックが繰り返し強調するのが、単年度の損益に一喜一憂せず、インカムゲインとキャピタルゲイン・ロス、評価損益を合算した「トータル・リターン」を中長期的な視点で把握することの重要性である。大学の資産は本来、永続的な教育研究活動を支えるものであり、短期的な運用成績によって運営方針が左右されるべきではないという考え方が根底にある。

また、実務的な論点として研究会が特に議論を重ねたのが、債券中心の運用からの移行である。債券は満期まで保有すれば額面での償還が見込める安全資産である一方、金利上昇局面では評価損が生じやすく、実現損を避けるために身動きが取りづらくなるという課題が指摘されてきた。研究会では、1970年代のインフレを契機に、米国の大学基金が債券中心の運用から、徐々に株式、さらにはオルタナティブ資産を含む分散型ポートフォリオへと段階的に移行してきた歴史も参考事例として共有された。

そして、ガイドブックは、こうした資本市場を活用した運用について、大学を設置する法人が非営利法人であると同時に資本主義社会の一員であり、投資を通じて資本市場の活性化や産業・技術のイノベーションにも資する存在であるとの位置付けも示している。長期的な時間軸で見れば、企業の利益成長とともに株式市場全体の価値が上昇してきたという歴史的傾向があることも紹介されており、永続的な主体である大学にとって、株式をはじめとするリスク性資産が、相応の分散のもとでポートフォリオの中核となり得る資産の一つであるとの見方が示されている。もちろん、価格変動リスクを伴う以上、資産・銘柄・地域・投資時期を分散させ、大学の身の丈に応じた段階的な取り組みを図ることが前提となる。

問われるのは"自校に合った答え"

もっとも、多くの大学が直面するのは、運用を担う専門人材の不足という現実的な制約である。この点についてガイドブックは、必ずしも各大学が単独で高度な専門人材を抱えることを前提とせず、CIO（Chief Investment Officer）や外部専門人材の登用に加え、OCIO（Outsourced Chief Investment Officer）の活用や、複数大学による共同運用といった多様な対応の在り方を示した。共同運用については、スケールメリットを享受できるだけでなく、責任が分散されることで運用に踏み出す心理的ハードルが下がるとの指摘もあり、小規模・中堅規模の大学にとっては現実的な選択肢となり得る。

併せて、時価情報の開示充実など、透明性向上に向けた取り組みの必要性も盛り込まれた。現行の学校法人会計基準は簿価会計を基本としており、評価損益が財務諸表に反映されにくいことが、合理的なポートフォリオ運営を妨げる一因になっているとの指摘も研究会ではなされている。

他方、研究会及びガイドブックが繰り返し強調しているのは、あらゆる大学に画一的な運用手法を当てはめることの危うさである。資産運用を行うか否か、どの程度のリスクを取るかは、各法人の使命や財務体力、ガバナンス体制の成熟度に応じて判断されるべき事柄であり、報告書とガイドブックは、あくまでその判断を下すための共通の視座と論点を整理したものにすぎない。

とはいえ、進学者数の減少という構造変化と、資産価値の実質的な目減りをもたらしかねないインフレという2つの逆風を前に、財源の多様化を検討課題として先送りし続けることのできる猶予は、決して大きくない。まずは理事会において、自校の資産がどのような目的のもとで管理されているのか、現状を点検することから始めてみてはどうだろうか。今回のガイドブックは、そうした最初の一歩を後押しする材料として、多くの大学関係者に活用されることが期待される。

「国の教育ローン」のご案内

ご融資額	お子さま1人につき 上限350万円 ※特例あり
返済期間	最長20年
お使いみち	学校納付金、受験費用、自宅外通学費用、教科書代、通学費用、塾・予備校代、海外留学費用等
保証	（公財）教育資金融資保証基金 または連帯保証人

詳しくはWebで！国の教育ローンHPはこちらから→
ホームページからもお申込みいただけます。
まずは、お気軽にお問い合わせください
教育ローンコールセンター　0570-008656（ナビダイヤル）
または（03）5321-8656
受付時間：月～金 9:00～19:00（土日祝日、年末年始を除く。）
※無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外
日本政策金融公庫

教育哲学会　Philosophy of Education Society of Japan

教育哲学研究
―　第132号（2025年）　―

【特集】---------- ＜暴力＞と教育哲学 ----------
◆書き言葉の証言としての教科書を介した認識的暴力
－「どのようなことか」の問答的無知、非当事者のマジョリティ性、〈他社〉化への認識的脆弱さ－　佐藤邦政
【論文】
◆初期フンボルトの政治思想における自由・安全・法
－「消極的福祉への配慮」としての国家活動と陶冶の関係に着目して－　柳田和哉
【エッセイ】
◆痛みの哲学　齋藤直子
【教育哲学を考える】
◆「教育」を問う「言葉」と出会い直しつづける　尾崎博美
【教育哲学会の現在】
◆教育哲学の臨床（二）前近代に遊学する　西平直／山本正身
聞き手・構成　岡部美香／小野文生／生澤繁樹
◆〈若手〉から見る「次世代育成企画－〈若手〉と語るキャリア形成－」
第三期　次世代育成企画委員会／梶川萌／相馬宗胤／塚野慧星
そのほか、書評、図書紹介、学会報告、英文摘要

お問い合わせ・お申し込みは教育哲学会（メール）まで。
phil.ed.soc.jp@gmail.com
（バックナンバーございます）